

明日香村観光二次交通実証事業に係る業務仕様書

明日香村観光二次交通実証事業における実施事業者が行う業務の内容については、この業務仕様書によるものとする。

1. 車両管理及び事業運営に関する基本方針

- (1) 「飛鳥・藤原」の世界遺産登録等を主な契機とした広域周遊観光の必要性・重要性の高まりに対して、安心・安全・快適な観光地受入環境整備実現に寄与するものであること。
- (2) 明日香村における来訪者の傾向が、シニア層に傾倒している現状（課題）に対して、幅広い年齢層の来訪者増加に寄与するものであること。
- (3) 多様化する来訪者ニーズや、社会全体における SDGs・地球環境保全に向けた機運の高まりに対して、来訪者の満足度向上に寄与するものであること。
- (4) 実証事業である旨を十分に理解し、上記（1）から（3）の基本方針の達成に向けて必要な業務報告を適切に行うこと。
- (5) 安全かつ効率的かつ効果的な車両管理及び事業運営を行うとともに、一般社団法人飛鳥観光協会（以下、「観光協会」という。）及び明日香村等の関係機関と連携して、飛鳥地域における観光二次交通の最適化に積極的に取り組むこと。
- (6) 利用者の個人情報の保護を徹底すること。

2. 実証事業期間、営業時間及び休業日

実証事業開始日は令和5年4月1日（土）とし、実証事業期間は令和6年3月31日とする。

ただし、諸事情により遅延する場合は観光協会協会及び実施事業者と協議のうえ決定するものとする。

営業時間及び休業日は事業提案書に記載された内容を原則とする。

3. 料金体系

料金体系については、実証事業開始日までに観光協会と実施事業者と協議のうえ決定するものとする。

4. 法令等の遵守

実施事業者は、車両管理及び事業運営にあたっては、募集要項及び本仕様書とともに、関連する法令等を遵守するものとする。

5. 車両管理及び事業運営に関するリスクの対応

車両管理及び事業運営に関し、観光協会と実施事業者とのリスクの分担については、次の表によるものとする。ただし、不測のリスクが生じた場合は協議の上、リスク分担を決定する。

| 種 類 | 内 容 | 負 担 者 | |
|----------|---|-------|-------|
| | | 観光協会 | 実施事業者 |
| 物価変動 | 諸物価の変動 | | ○ |
| 金利の変動 | 金利の変動 | | ○ |
| 法令・税制の変更 | 事業運営に影響を及ぼす法令・税制等の変更 | 協議事項 | |
| 市場競合 | 市場競合による利用者の減・収入減 | | ○ |
| 需要変動 | 当初の需要見込みと異なる状況の発生 | | ○ |
| 第三者賠償 | 事業運営に伴い生じた第三者への損害 | | ○ |
| 実証車両の損傷 | 事業運営に伴い生じた損傷 | | ○ |
| 不可抗力 | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、内乱、暴動、侵略、テロ、ストライキなどその他、観光協会又は実施事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う損傷 | 協議事項 | |
| 債務不履行 | 実施事業者による業務又は協定内容の不履行 | | ○ |
| 損害賠償 | 管理車両の不備による利用者への損害 | 協議事項 | |
| | 管理上の不注意による利用者への損害 | | ○ |
| 運営リスク | 事業運営に伴う経済的損失 | | ○ |
| 許認可等 | 本協会が取得すべき許認可等の取得更新がされていないことによるもの | ○ | |
| | 実施事業者が取得すべき許認可等の取得更新がされていないことによるもの | | ○ |
| 公募要項等 | 公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの | ○ | |

5. 実施事業者が行う業務

(1) 車両管理に関する業務

車両管理について、利用者の安心・安全・快適な利用に資する管理を適切に行うとともに、利用者の満足度向上に向けた改善点等の把握に努めること。

(2) 事業運営に関する業務

事業運営について、本仕様書の基本方針を実現するためのレンタカー事業等の事業運営を行うとともに、関係者等と有機的連携を図って効率的な運営を行うこと。

(3) 事業報告に関する業務

車両管理及び事業運営について、実証実験である旨を鑑み基本方針の実現に向けて必要な確認項目について報告を行うこと。

6. 車両賃貸借料

車両賃貸借料については無償とする。

7. 業務継続が困難になった場合の取扱い

(1) 実施事業者の責めに帰する事由により事業の継続が困難になった場合、観光協会は、実施事業者の決定を取り消す等の措置をとるものとする。この場合生じた損害は実施事業者が賠償するものとする。

(2) 不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、内乱、暴動、侵略、テロ、ストライキ、その他のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)による事由により、業務の継続が困難となった場合、観光協会及び実施事業者は業務継続の可否について協議するものとする。

8. その他車両管理及び事業運営上の留意事項

(1) 実施事業者は、実証事業である趣旨を常に念頭において、安心かつ適切な車両管理及び事業運営を行うこととする。

(2) 業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理については、関係法令を遵守し、適切な管理を行うこと。

(3) 観光協会の指示を遵守すること。

(4) 観光協会及び関係者等との連携については、積極的に取り組むこと。

(5) 車両管理及び事業運営の業務全体を他の業者へ再委託してはならない。

(6) 事業計画書に記載していない事業を実施する場合は、観光協会に協議のうえ承認を得ること。

(7) 観光協会の許可なく車両の売却・貸与・改造等をしてはならない。

(8) 実施事業者は、この仕様書に定めるもののほか、車両管理及び事業運営について疑義が生じた場合は村と協議し決定するものとする。